

補装具費支給制度で購入する際に希望する補聴器を選ぶことで**差額自己負担が生じる場合について**

補装具制度で支給決定される補聴器は、法令で定める基準上限額の範囲内での購入が原則となりますが、以下に該当する場合に限り、差額自己負担をすることで、希望するデザイン・素材等の補聴器が購入できます。

※令和8年4月より、「耳あな型（レディメイド・オーダーメイド）補聴器」を差額自己負担での購入対象としました。

対象となる場合

- ① 希望する補聴器は、支給決定された補聴器と基本構造が同じであり、また同等の補聴効果があり、円滑に操作できるものであること
- ② 希望する補聴器の金額と、支給決定された補聴器の金額との差額自己負担を本人が希望すること

差額を自己負担することにより購入できる補聴器

支給決定された補聴器の名称		差額自己負担で購入が可能な補聴器の名称
高度難聴用ポケット型 高度難聴用耳かけ型		高度難聴用ポケット型 高度難聴用耳かけ型 耳あな型（レディメイド・オーダーメイド）
重度難聴用ポケット型 重度難聴用耳かけ型		重度難聴用ポケット型 重度難聴用耳かけ型

※「高度難聴用」↔「重度難聴用」、「重度難聴用」→「耳あな型補聴器」など、上記の矢印以外の変更はできません。

留意点

- 購入を希望している補聴器で補聴効果が得られるかを必ず試聴し確認してください。
- 原則として、補装具として支給が認められる補聴器は耳かけ型またはポケット型です。
- 修理の際に支給される費用についても、耳かけ型またはポケット型の修理基準額が上限額となります。そのため、耳かけ型やポケット型の修理基準にない部分や、修理基準額を超えた部分の費用については自己負担になります。

【問い合わせ先】

横浜市障害者更生相談所

045-473-0666（代）